

[園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会]

第3回新市建設計画策定小委員会

日 時： 平成16年5月24日(月) 午前9時30分～11時

場 所： 八木町役場3階防災センター

出席者： 野中委員長 岸上副委員長 仲村委員 中島委員

高橋委員 井尻委員 柿迫委員 滝村委員 福嶋委員

藤林委員 上原委員 竹内委員

欠席者： 中川委員 中井委員

1. 開 会

- ・ 本日の傍聴定員 20名(園部町CATVによる撮影)
- ・ 欠席届は中川委員、中井委員から提出

2. 議 題

(1) 協議第1号 1 合併の方式に関する事

<事務局説明>

合併の方式に関する事については、合併協定項目の第一番目にある基本5項目の一つ。調整結果(案)としては、「園部町・八木町・日吉町・美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設(対等)合併とする」としている。合併の方式には新設合併(対等合併)と編入合併(吸収合併)の二つの方式があるが、N01では定義・合併後の自治体の法人格・他の協定項目への影響(抜粋)の比較を示し、またN02では、平成16年4月1日に合併した新設合併の9市及び編入合併2市の市町村名・合併前の国勢調査人口・面積を示している。またN03・N04では、合併協定項目に係る市と町村の主な違いを示している。尚、任意協議会においてもこのことは既に一定の確認をされており本合併協議会の負担金においても、各町10,000千円の均等な負担となっていることを申し添え、説明なり提案とする。

<主な意見・質疑>

- ・ 特になし

<委員長>

合併の方式に関する事については対等合併ということで異議ございませんか。

(異議なしの声)

<委員長>

合併の方式に関する事については対等合併ということで決定

小委員会決定

(2) 協議第2号 2 合併の期日に関すること

<事務局説明>

合併の期日に関することについては、合併協定項目の第二番目に挙げられている基本5項目の一つ。調整結果としては 第3四半期以降のできるだけ早い時期となっている。「第3四半期以降の間のできるだけ早い時期」の根拠については、まず第1点目として、今後新市建設計画を策定していく上でのアンケート調査から、住民説明会、まちづくり基本方針案の作成、各事務事業の擦りあわせが進む中で、それを反映させた財政シミュレーションの作成を経た将来の財政計画も新市建設計画には盛込む必要があること。このことを考慮すると新市建設計画のとりまとめが最短で本年末ごろと予想され、各町議会での合併議案の決議・知事への配置分合の申請が来年3月と見込んでいること。更には府議会の議決を経た総務省への届出期間中の、合併準備室(仮称)の必要性を考慮した。次に第2点目としては、各町9月定例議会において、決算の認定が行われ、4町の新市に引き継ぐべき各会計等の内容が確定することが挙げられる。次に第3点目といたしまして、知事への分合申請前の新市に向けたハード整備に係る費用の万が一の場合の、各町の負担を避けるため知事への配置分合申請後・若しくは各町議会での合併協議の議決後に最低限整備する必要がある「電算システム等」に、ある一定の期間が確実に必要となることが挙げられる。以上の3点を考慮し、合併の期日を平成17年度の第3四半期以降のできるだけ早い時期として提案する。

<主な意見・質疑>

- ・ 平成17年度の第3四半期以降とは具体的には何時を指すのか。
(事務局：平成17年の10月以降のできるだけ早い時期を指す。)
- ・ 平成18年の1月から3月ぐらいで余裕を持った時期はどうか。
(委員長：9月には決算議会があり、それが済んだ段階で実施するといった意思決定のほうがいいのでは。)
(事務局：幹事会でも時間をかけて調整。1月以降となると新市の新年度との予算との関係や、新しい市長が新年度の予算編成ができないといった絡みがでてくる。総合的に判断した最も早い時期として10月1日であるが、これは住基システム等TRY-Xで対応できるのがこの時期であり、これができなければサービスを開始できないことから想定したもの。その他、新市建設計画の策定、財政計画策定等これらの進捗も含め、第3四半期以降のできるだけ早い時期ということで提起した。)
- ・ 具体的な日は今後の検討過程の中で決定していくと考えればいいのではないか。

<委員長>

具体的な日は今後協議していくこととし、調整結果を尊重し、今は第3四半期以降のできるだけ早い時期としてこの形で確認するということが決定したいがどうか。

(異議なしの声)

<委員長>

それでは「合併の期日を平成17年度の第3四半期以降のできるだけ早い時期として」決定します。

合併の期日を平成17年度の第3四半期以降のできるだけ早い時期とすることは決定とし、具体的な日程等は継続協議

(3) 協議第3号 3 新市の名称に関すること

<事務局説明>

新市の名称に関することについては、調整結果としては、「新市の名称候補を公募し、協議会で決定する」としている。新設合併の場合には、地方自治法第7条第1項の規定による配置分合の処分の際合わせて決定することとなる。決定する過程には取り決めはないが、市の場合すでに他に同じ名称があるものは認められないこととなっており、先進各協議会の例と同じく、公募により募集し協議会での決定ということについて協議いただきたく提案する。

<主な意見・質疑>

- ・ 地域の人に参画してもらい意識を持ってもらうためにも、広く公募したほうがいい。決定はあくまでも協議会でするので、一番多いからといってそうなるものでもない。
- ・ 公募の中から選ぶということでもいいのでは。
(事務局：公募の方法は協議会だより、ホームページを活用して考えている。4町の住民以外からも広く公募する形を考えている。)
- ・ 公募の時期はいつか。
(事務局：2ヶ月程度、公募から小委員会への提案までかかる。募集要項等を次回に提起させていただきたい。)

<委員長>

新市の名称は、公募により募集し協議会での決定ということで、具体的な日は今後募集要項等の中で決定していくということでもとめたいがどうか。

(異議なしの声)

<委員長>

それでは「公募により募集し協議会での決定ということで、具体的な日は今後募集要項等の中で決定していくということ」で決定します。

「公募により募集し協議会で決定する」ことは決定とし、具体的な内容は継続協議

(4) 協議第4号 4 新市の事務所の位置に関すること

<事務局説明>

新市の事務所の位置に関することについて、調整結果としては、資料の三方式（本庁方式、分庁方式、支所方式）が考えられる。地方自治法第4条第2項において、事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとされている。以上を踏まえ、検討をお願いする。

<主な意見・質疑>

- ・ 支所や出張所をなくして本庁に統一し、その代わりに職員を地域に出張させ地域の意向を聞き、諸証明は13の郵便局に委託していく方法を考えているがどうか。
- ・ 一気に本庁方式というよりも、ゆるやかに段階的に合併ということであれば、将来的には本庁方式になるとしても分庁方式、支所方式の方が住民の納得が得られるのではないか。
- ・ 住民に来ていただいている役場の状態から、住民に出向く役場への転換が必要。合併は住民のためのものであって職員のためのものではない。一定の職員削減対策も必要。
- ・ 住民サービスの面からいえば、合併により不便にならないかという不安があるので、一極集中は効率もいいし、経費削減になるといえるがサービス面では低下につながるのではないか。
- ・ 本件については、他の小委員会での討議との兼ね合いもあり、今結論をだすより継続としてはどうか。（事務局：合併の期日と事務所の位置については、できるだけ早い時期に決めていただきたい。その理由としては、合併当日に住民票等サービスを行う必要があり、それに伴うネットワーク構築等が必要のため。）
- ・ 役場が遠くなることによるサービス低下が懸念されるので、支所方式が望ましいのではないか。支所にある程度の職員を配置し、現場に関わるサービスを提供していったらどうか。
- ・ 今日このことに結論をだすことはできないが、次の機会までに決定していったらどうか。ただ、合併に伴う合理化も必要。
- ・ 先進地視察の中でそのあたりも研修し、検討していったら。
- ・ 新市は端から端まで40kmあり、広域での形態となるので、支所機能を持つ合併が必要。
- ・ 丹後6町の実施した分庁方式は、無駄が多い。本庁方式か支所方式で考えていく必要がある。
- ・ 本庁方式の支所と支所方式の支所はどう違うのか。（事務局：本庁方式の支所は諸証明等サービス部門のみ。支所方式ではサービス以外も含む。）
- ・ 支所にどれだけの機能を残すかは今後の検討課題。
- ・ 本庁を決め、他は支所としていく方式で考えていくのが現実的ではないか。（事務局：幹事会で一定の素案を作って諮らせていただきたい。）

<委員長>

事務局に各パターンの資料の提案をさせ、1、2回論議して結論をだしていく方向でどうか。

(異議なしの声)

<委員長>

それでは継続審議とします。

継続協議

(5) 協議第5号 20 新市建設計画に関すること

計画作成に係る策定方針及びスケジュールについて

<事務局説明>

まずP1には策定のフロー図を挙げている。内容としては、この後協議いただく住民アンケート、4町の振興計画を基本とし、任意協議会で取りまとめのあった北桑田・船井地域における合併ビジョンについても考慮した基本構想、新たに作成いたします財政プロジェクトを中心とした財政シミュレーションの以上3つをふまえた新市将来構想(案)の作成。また、その新市将来構想(案)を基にした住民説明会の開催。住民説明会の意見も取り入れながら、新市建設計画(案)の作成から知事協議・確定となり、P2では、おおまかな建設計画の策定スケジュール(案)を提示。次に新市建設計画の策定方針(案)については、P3・P4を参照願う。まず、計画策定の趣旨としては、4町の個性を尊重した合併によって生まれる新市において、目指すべき新しいまちづくりの基本方針を設定し、このことに基づいた施策・事業内容を明確にすることを目的に策定するものとしている。また、新市はこの計画に基づいて速やかな一体化を促進し地域バランスのとれた発展と住民福祉の向上をめざすものとしている。計画の位置づけは新市の概況・主要指標の見通し、基本方針とその具体的な主要施策・事業、公共施設の統合整備の考え方を示すこととしている。これらの施策・事業をふまえた財政計画を合わせて策定する。なお、新市が取り組むべき施策・事業の詳細については、新市においてこの計画に基づき策定される総合計画に委ねるものとする。

計画の構成としては、合併特例法第5条1項で挙げられている「合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する計画を作成する。」とされており、そのことをふまえて第1章「序論」から第8章「財政計画」までの8章での構成を考えており、概要については資料を参照。計画の期間としては向こう10年間としており、以上のことにより提案する。

住民アンケートの内容検討について

<事務局説明>

まずP1については、住民の方を無作為に抽出する場合のサンプル数とその方法について示している。資料下部の表の一番左の対象人口は12年度国勢調査人口であり、その右隣の割合が国勢調査人口の割合。またその右の数値が4町それぞれの統計学上必要となる、アンケート数であり、アンケート結果を新市建設計画に反映させるために、最低限必要となるサンプル数。次の欄については、送付するアンケートの総数が統計学上も問題のない4,000通を人口割りで割り戻した時の、各町の配分数。更にその右の想定回収数欄45%については、前例も考慮した回収率であり、の各町の数値の45%が合計1,800の欄となる。この欄の数値の灰色の部分の、日吉町・美山町の数値が、統計学上の必要サンプル数を下回ることとなり、一定数を固定し残りの数を人口での比例配分をしようとするのが、の欄となる。650固定とは、4町それぞれに、まず、最初に650を配分し、残りの1,400を4町の人口割合で算出し、最初に配分した650を加えた数値が欄となる。欄に45%をかけたものが一番右端の数値となり、このことにより4町の想定回収数が全て統計学上の必要なサンプル数を上回る。以上の内容から各町に送付するアンケートの数は欄の数値を考えている。

次に、実際住民の方に送付しようとする、アンケートは別紙資料を参照。年齢については、高校生を除く18歳以上を考えており、設問については12問と最後に自由意見をお願いする。またアンケートの締め切りを6月30日と考えているが、締め切り後の到着分も一週間程度は受け付け、できるだけ回収率の向上を図ろうと考えている。以上の内容からアンケート調査について提案する。

<主な意見・質疑>

- ・ 配布の実数はどれか。(事務局： の650固定で配布)
- ・ アンケートの活用はどうするのか。(事務局：精査し、各地域の説明会での説明概要書や新市計画の中に反映させる必要がある。)

<委員長>

新市計画のスケジュールなりアンケートについて何か異議はありますか。

(異議なしの声)

<委員長>

それではご異議なしでありますので、事務局提案のとおり決定させていただき次回協議会において提案し報告させていただきます。

新市建設計画の策定方針(案)、新市建設計画の策定スケジュール、アンケート調査票(案)を決定

(5) その他

5 . 今後の予定について

第 4 回新市建設計画策定小委員会の日程

平成 1 6 年 6 月 2 1 日

6 . 閉 会